

1. 件名：伊方3号機 原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がりについて
2. 日時：令和2年1月14日(火) 15時50分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 3階会議卓
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原室長補佐
原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、
小野主任監視指導官
四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）
原子力部 核物質防護・工事グループリーダー 他3名

5. 要旨

- (1) 四国電力から、伊方3号機の原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がりについて以下の説明があった。

第15回定期検査期間中の伊方3号機において、原子炉容器の上部炉心構造物の吊り上げ作業を実施していたところ、1月12日13時20分に、制御棒クラスタ（以下「制御棒」という。）1体が上部炉心構造物とともに引き上げられていることを保修員が確認した。

そのため、上部炉心構造物を吊り下ろして作業前の状態に戻し、制御棒と駆動軸の結合状況を調査したところ、当該制御棒は結合されていない（アンラッチ）状態であることを確認した。

その後、昨日（13日）再度当該制御棒のアンラッチを確認した上で、上部炉心構造物の吊り上げ作業を完了した。その際、全ての制御棒が切り離されていることを併せて確認している。

今後、昨日（13日）から同吊り上げ作業完了後から開始している燃料取り出しを完了した後、原因調査等を実施する予定。

なお、事象発生時の運転モードはモード6であり、あらかじめ原子炉容器内の1次冷却材ほう素濃度を高めていることから、制御棒の有無にかかわらず、未臨界が維持されている状態であった。

- (2) 原子力規制庁から、四国電力に対し、以下の点を伝えた。

実用炉規則第134条第13号の考え方としては、同規則の運用を定める訓令に記載のとおり、「制御棒の操作をしていない状態において制御棒が動作した事象」について報告を求めるものと考えるので、これを踏まえ法令報告の要否を判断すること。

原因調査を行う際には、定期検査工程優先とせず確実に実施すること。

(3) 四国電力より了解した旨の回答があった。

6 . 資料

- ・伊方発電所第3号機 原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がりについて